

### 第3編 伊那中央行政組合情報公開条例施行規則

#### 伊那中央行政組合情報公開条例施行規則

平成15年4月1日  
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合情報公開条例（平成15年伊那中央行政組合条例第2号。以下「条例」という）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の対象とする公文書)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める公文書は、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた電磁的記録とする。

(開示請求書)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める事項を記載した書面は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(公文書開示に関する通知)

第4条 条例第9条から第11条までの規定による通知は、公文書開示に関する決定通知書（様式第2号）による。

(第三者情報開示に関する通知)

第5条 条例第12条の規定による第三者に対する意見聴取又は通知は、第三者情報開示に関する通知書（様式第3号）による。

(公文書開示手続等)

第6条 公文書の開示を請求しようとする者は、開示請求書を庶務課に提出するものとする。

2 第3条から前条までに規定する通知又は意見聴取に関する事務は、庶務課において行う。

(開示の方法)

第7条 条例第5条第2項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示する場合は、実施機関は、まず当該公文書を複写し、次いで当該複写したものの不開示とする部分を抹消し、更に当該抹消したものの写しを閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、実施機関は、必要があると認めるときは、開示請求に係る公文書に代えて当該公文書の写しを閲覧に供することができる。

(情報公開審査会の審査のための書類)

第8条 条例第19条第2項の規定により、伊那中央行政組合情報公開等審査会が実施機関に対して意見書又は資料の提出を求めたときは、実施機関は、不開示情報調査書（様式第4号）を提出するものとする。

(実施状況の公表)

第9条 条例第22条の規定による実施状況の公表は、庶務課において次の各号に掲げる事項の閲覧により行うものとする。

- (1) 開示請求件数
- (2) 開示請求に対する処理状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) 開示請求の実施機関別内訳
- (5) 開示請求の内容

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第3編 伊那中央行政組合情報公開条例施行規則

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

実施機関 殿

住 所  
(所在地)  
請求者 氏 名 印  
(名称、代表者)  
電 話

伊那中央行政組合情報公開条例第4条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

文書の件名 又は 具体的内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付

(注) 文書の件名がわからない場合は、文書目録その他の資料により該当する文書を特定しますので、お知りになりたいこと等具体的にご記入ください。

様式第2号（第4条関係）

公文書開示に関する決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、

- 次のとおり 開示する 部分を開示する 開示しない 開示決定期間を延長する 分割して開示する ことと決定したので通知します。

文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しないこととした部分	
開示しない理由	伊那中央行政組合情報公開条例第6条第 号に該当
決定期間満了日	
決定期間延長・分割開示の理由	

- (注) 1 指定された開示の日時に来所できない場合は、あらかじめ庶務課までご連絡ください。  
2 開示を受ける際、この通知書を提示してください。  
3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

第3編 伊那中央行政組合情報公開条例施行規則

様式第3号（第5条関係）

第三者情報開示に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関

印

開示請求のありました公文書にあなたに関する情報が記録されているため、  
伊那中央行政組合情報公開条例第12条第  1 項の規定により  意見を求めます。  
 2 項の規定により  通知します。  
 3

文書の件名	
情報の内容	
回答の期限	年 月 日 ( )
決定の内容	1 開示    2 部分開示    3 非開示
開示の日時	年 月 日 ( )

(注) 1 ご不明な点は、伊那中央行政組合庶務課にお問合せください。

様式第4号（第8条関係）

不開示情報調査書

実施機関		伊那中央行政組合
開示請求者	氏名	
	住所	
開示請求年月日		年 月 日
開示請求文書件名		
開示請求拒否	年月日	年 月 日
	経由	伊那中央行政組合情報公開条例第6条第 号該当
開示請求文書の内容		

(注) この調査書は、文書1件ごとに作成してください。